

議案第 58 号

損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の額 4,444,000 円

2 損害賠償の相手方

大阪府中央区平野町 4 丁目 1 番 2 号

大阪瓦斯株式会社 代表取締役社長 尾崎 裕

3 事件の概要

平成 24 年 2 月 17 日、羽曳野市高鷲 3 丁目 5 番 21 号付近において、老朽化した水道配水管の亀裂から漏水したことにより、相手方ガスを破損させ、付近へのガス供給を不能にさせたもの。

平成 24 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

議案第 59 号

平成 23 年度羽曳野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

下記のとおり平成 23 年度羽曳野市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することにつき、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1	当年度未処分利益剰余金	591,924,252 円
2	利益剰余金処分数額	223,700,000 円
	（1）減債積立金	15,700,000 円
	（2）建設改良積立金	208,000,000 円
3	翌年度繰越利益剰余金	368,224,252 円

平成 24 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

議案第 60 号

市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成 24 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

市長の退職手当について、その半額を減額して支給することとするため、この条例を制定しようとするものであります。

市長の退職手当の特例に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

この条例の施行の日に在職する市長が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号）第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

議案第 6 1 号

市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の特例に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のように制定する。

平成 24 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

市長の給料について、その半額を減額して支給することとするため、この条例を制定しようとするものであります。

市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の特例に
関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例（平成 24 年羽曳野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「841,500 円」を「495,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給料（期末手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。）については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号）第 3 条及び羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和 34 年羽曳野市条例第 8 号）第 2 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>495,000 円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給料（期末手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。）については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号）第 3 条及び羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和 34 年羽曳野市条例第 8 号）第 2 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>841,500 円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p>